



子どもがオンラインゲームで勝手に決済



事例 1

中学生の息子が自分のスマホに有料の楽曲をダウンロードしたいというので、私のクレジットカードで購入した。その後もカードの情報が端末に残っていたようで、息子が勝手にオンラインゲームに課金し、45万円ほどの請求がきた。

主な特徴と問題点

スマホやゲーム機器などをインターネットにつないで遊ぶオンラインゲームで、子ども（未成年者）が保護者に無断で決済し、高額請求になったという相談が寄せられています。

保護者が端末に登録したカード情報を子どもが勝手に使用したケースが多く見られます。また、保護者のカードを勝手に持ち出した、保護者が設定したパスワードや暗証番号を盗み見してキャリア決済をした、家族の財布から無断で現金を持ち出してプリペイドカードを購入し、決済に使用したケースもあります。カードの請求明細や決済機能の利用通知メールがきっかけで身に覚えのない決済に気が付き、家族に利用を尋ねても、子どもは「知らない」、「覚えがない」と言いがちです。また、初めは少額にとどめていたが、ゲームに夢中になり、課金が止められなくなった子や「お金を使った」という意識がない子もいます。

日頃から、子どもとスマホなどの端末とゲームの利用ルール、お金のたいせつさなどを話し合ひましょう。

消費者へのアドバイス

- ① スマホ等の端末、クレジットカード等の決済機能のあるカード類、ID、パスワード、暗証番号の管理を徹底しましょう。

事例 2

小学校低学年の娘にせがまれて私のスマホでオンラインゲームを利用させたところ、3日間で約20万円の課金をしていった。娘は「数字のボタンを押したらアイテムが手に入った」と言い、年齢確認や購入という意識はなかったようだ。

- ② 端末へのカード情報の登録状況、キャリア決済の利用限度額の設定状況などを確認しましょう。ペアレンタルコントロール、フィルタリング機能を活用し、子どものスマホ等の機能に利用制限を設けることも効果的です。
- ③ 事業者に「未成年者契約の取り消し」を主張し、返金を求めることも可能ですが、契約時の状況によっては取り消せない（返金されない）、立証に時間がかかる場合もあります。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188番」へお掛けください。

白岡市消費生活センター相談日

相談曜日 月曜日～金曜日（祝日を除く。）

相談時間 午前10時～正午、午後1時～3時

場所・連絡先

市役所 2 階消費生活センター ☎0480(93)7700



問合せ

●埼玉県消費生活支援センター 熊谷

☎048(524)0999

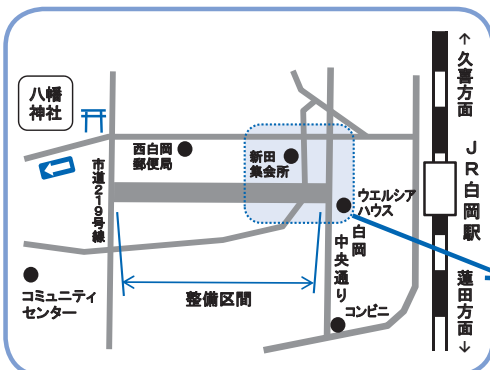
午前9時～午後4時（土・日曜日、祝日は休業）

通行方法が変わります

都市計画道路「白岡駅西口線」の整備に伴い、4月から、白岡中央通りから八幡神社鳥居付近までの通行が下図のとおり変わります。

なお、「白岡駅西口線」は車両の通り抜けはできませんが、歩行者・自転車は通行できます。

位置図



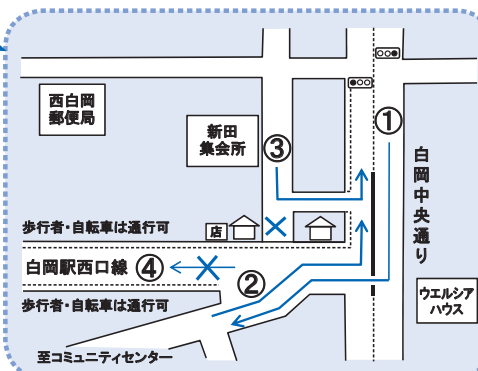
- ③ 新田集会所脇の道路は「白岡駅西口線」へ通り抜けできなくなるため、手前の道路を左折

なお、白岡中央通りは左折のみのため、コミュニティセンター方面へは①の通行方法

- ④ 「白岡駅西口線」の整備区間は車両の通り抜け不可（歩行者・自転車は通行可）

- ① 白岡中央通りを北からコミュニティセンターへ向かう車両の右折が可能
- ② コミュニティセンター方面から白岡駅方面へ向かう車両はこれまでと同様に左折のみの通行

詳細位置図



問合せ

道路課土木担当 内線 214

日本語教室開催予定表

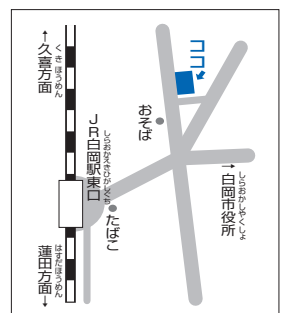
日本語にお困りの外国人を対象とした教室です。参加しませんか！

3月 March

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

開催日時▶ 〇の木曜日・日曜日
午前10時～11時30分

費用▶ 無料
場所▶ 白岡市小久喜 1227-1 中央公民館



※状況により、開催しない場合があります。